

# 出展規定

## 第1条(出展資格)

(1)本展示会への出展申込は、主催者の定める本出展規定、「出展の手引」その他主催者の指示を誠実に遵守する者に限ります。

(2)主催者は、出展者が本展示会の開催趣旨、目的に適う者であるか否かを判断する権限を有し、これに合致しないと判断した場合は、申込みをお断りし、あるいは出展契約を取り消させて戴きます。その際の判断基準や根拠、理由は一切開示致しません。この場合、主催者は、出展申込者なし出展者がそれまでに支出した費用その他一切の責任を負いません。なお、次のような事例もこれに該当することになります。

①本出展申込書の記載事項に不備や虚偽の申請などがあることが判明される場合

②出展物ないし出展の意図、内容が、本展示会の趣旨にそぐわないと判断される場合

③出展者の出展や出展物が現に第三者との間で争われ、これにより本展示会の運営上悪影響を及ぼすおそれがあると判断される場合

④来場者、他の出展者、及びその他の第三者からこれまでの展示会において苦情等が寄せられたことがある場合、並びにそのような苦情等が寄せられると予想される場合

⑤出展者が既に本出展規定に違反していると判断される場合

⑥その他、本展示会への出展が不相当と判断される場合

⑦本展示会への出展申込みは以上のことと同意したものとみなしますので、これに不同意の場合は本申込みをなされないよう十分ご留意ください。

## 第2条(出展物)

(1)出展物は、展示会の開催趣旨、目的に添い、かつ事前に主催者の承諾を得た品目とします。

(2)次の各号に該当するものは、出展を禁止します。

①輸出入・販売禁止品、麻薬、その他の法禁物

②火性・爆発性または放射性危険物

③工業所有権その他無体財産権を侵害するか、そのおそれのある物

④裸火を使用する物(但し、所轄消防署の許可を受けた場合を除く)

⑤主催者の事前の承諾を得られなかつた物

⑥所轄行政庁より指示・勧告のあった物

⑦その他関連法令に抵触するおそれがある物及び公序良俗に反する物

(3)前項に該当する以外の物でも、展示会の正常な運営に支障をきたすおそれがあると認められる物については、出展前はもとより出展中にあっても、その出展を規制または禁止させていただくことがあります。

(4)主催者は、出展者が、本出展申込の前後を問わず本條(2)(3)により禁止された物もしくは規制された物を、出展していた場合には、出展者に対し、当該出展物の展示の取りやめ、もしくは当該規制に従うよう通知しますので、通知を受けた出展者は、この通知後即時に、当該出展物の出展の取りやめもしくは規制に従つていただけます。

(5)①前項において、出展者が主催者の指示に従わない場合は、出展者は、主催者に対し、違約金として当該出展ブース料の3倍に相当する金員を即時に支払うとともに、主催者は、当該出展者の費用により、当該出展者に代わって当該出展物の撤去その他しかるべき措置をとることができます。これにつき出展者は、主催者に対し、一切の責任追求を行わないものとさせていただけます。

②出展者は前号のことをあらかじめ了解のうえ、本出展申込みをすることとし、将来この点についての異議は一切受けません。

**第3条(出展ブースのレイアウト)**  
出展ブースのレイアウトは、主催者が、過去の実績(主催者主催の展示会への出展回数等)、ブース数、出展物、実演の有無、申込み順等を勘案のうえ決定します。

**第4条(展示期間及び展示時間)**  
展示期間は、2022年9月28日から同年9月29日までの2日間とし、展示時間は10:00から、16:00までとします。

## 第5条(出展ブース料)

出展ブース料は、下記のとおりとします。

■ 間口2.97m×奥行き2.97m×高さ2.7m(約9m <sup>3</sup> ) (税込)		
早期申込	通常申込	
会員*	¥286,000	¥330,000
会員外	¥330,000	¥374,000

\*会員とは主催の法人会員をさします。

※本展示会の開催期間最終日の消費税率を適用させていただきます。

### ■出展ブース料に含まれるもの

- 1)基本設備として基礎ブース(システムパネル仕様ビニール仕上げの後壁、側壁)。
- 2)ポスター:公式ポスターを提供します。
- 3)招待状:和文招待状、封筒のセットを提供します。
- 4)電気工事:100V/300Wまでの一次側幹線工事。
- 5)ブース番号板
- 6)会期中の会場警備全般(搬入・搬出時含む)
- 7)会期中の空調・照明(搬入・搬出時含む)
- 8)会期中の清掃(出展者ブース内を除く、搬入・搬出時含む)
- 9)会場内装飾
- 10)主催者による来場動員プロモーション
- 11)来場者登録システム

### 第6条(出展申込み等について)

出展申込み方法、申込み期限、出展料の支払い方法、支払い期限等については下記によります。

#### 〈出展申込み方法〉

オンラインの申込みフォームに入力、あるいは本規定表面の出展申込書に所定事項をご記入のうえ郵送にてお申込み下さい。また、一般社団法人日本能率協会主催の展示会に初めて出展申込みをされる場合は、事前に会社経歴書(または会社案内)、出展予定商品のカタログ(または取扱商品カタログ)を事務局までご提出ください。

ア 同年度の類似展示会へ出展  
(ただし、当該展示会の出展料の金額が開催中止となった展示会の出展料の金額を上回る場合は、出展者はその差額を支払う事とします。開催中止となった展示会の出展料の金額が当該展示会の出展料の金額を上回る場合は、主催者はその差額を返金します。)

イ 次年度の同じ展示会へ出展  
ウ 出展料(税込)の70%を主催者より返金

②出展者は、中止決定後7営業日以内に、前項の選択をして、主催者に通知するものとします。

③出展者が前項の期限内に前項の通知をしない場合は、第1項の選択を放棄したものとみなし、出展料の返金が受けられなくなります。

④主催者が中止決定をした時点で、出展者が当該展示会の出展料を支払っていなかった場合には、当該出展者は同展示会の出展料(税込)の30%を主催者に支払うこととします。

#### 第11条(出展者による出展の取消)

(1)出展者からの出展申込みの全部または一部の取消・解約(申込みブース数の削減やオプションの取消・削減を含む。以下、本条において同じ)は、主催者においてこれを了承しない限り認めません。

(2)前項につき、主催者が出展者からの出展申込みの全部または一部の取消・解約を了承する場合には、出展者は以下のとおりのキャンセル料を支払わなければなりません。

防止に努め、万一事故等が発生した場合の責任は、出展者において負うものとします。

(2)主催者は、出展者に対し、出展者の負担で、作業の中止・制限その他事故等防止のために必要な措置を取り、あるいはこれを命ずることができ、出展者はこれに異議なく応ずるものとします。

(3)主催者は、自らの責に帰すべき場合を除き、発生した事故等につき一切の責任を負いません。

#### 第10条(展示会開催の変更及び中止)

(1)主催者は、天災地変、テロリストの発生及び感染症の蔓延その他の不可抗力および主催者の責めに帰しない原因により、早期閉会、開催延期、規模縮小、会場の移転、または展示会の開催を中止する決定ができるものとします。

(2)主催者は、開催規模、出展内容、来場者動員数等から予測して、展示会開催の趣旨・目的の達成が困難と判断した場合は、展示会の開催を中止する決定ができるものとします。

(3)(1)および(2)の場合、主催者は、これによって生じた出展者、またはその他の者の損害につき、責任を負いません。

(4)主催者が、(1)に基づき、展示会を早期閉会、開催延期、規模縮小または会場の移転とする決定をした場合であっても、出展者は出展ブース料及びオプション料(2面開放権及びスマート装飾に関する費用など、出展ブース料以外で、主催者と出展者間の直接契約から発生した費用、以下出展ブース料と併せて「出展料」という。)の全額を支払うものとし、既に支払った出展料については返金しないものとします。

(5)①主催者が、(1)又は(2)に基づき、展示会の開催を中止する決定(以下「中止決定」という。)をした場合、同決定の時点で、当該展示会の出展料の全額を支払った出展者に限り、以下のアヘンから1つを選択することができます。

ア 同年度の類似展示会へ出展  
(ただし、当該展示会の出展料の金額が開催中止となった展示会の出展料の金額を上回る場合は、出展者はその差額を支払う事とします。開催中止となった展示会の出展料の金額が当該展示会の出展料の金額を上回る場合は、主催者はその差額を返金します。)

イ 次年度の同じ展示会へ出展  
ウ 出展料(税込)の70%を主催者より返金

②出展者は、中止決定後7営業日以内に、前項の選択をして、主催者に通知するものとします。

③出展者が前項の期限内に前項の通知をしない場合は、第1項の選択を放棄したものとみなし、出展料の返金が受けられなくなります。

④主催者が中止決定をした時点で、出展者が当該展示会の出展料を支払っていなかった場合には、当該出展者は同展示会の出展料(税込)の30%を主催者に支払うこととします。

#### 第11条(出展者による出展の取消)

(1)出展者からの出展申込みの全部または一部の取消・解約(申込みブース数の削減やオプションの取消・削減を含む。以下、本条において同じ)は、主催者においてこれを了承しない限り認めません。

(2)前項につき、主催者が出展者からの出展申込みの全部または一部の取消・解約を了承する場合には、出展者は以下のとおりのキャンセル料を支払わなければなりません。

期 限	キャンセル料
申込期限(早朝、通常)の翌日から下記 該当日前日	税抜出席料の50%
出席ブースレイアウト発表日翌日以降	税抜出席料の100%

なお、上記表中の「期限」は出展者からの出展申込みの全部または一部の取消・解約の意思表示が、主催者に到達した時点をもって区別します。また、出展申込みの一部の取消・解約の場合のキャンセル料の「税抜出席料」とは、取消・解約される分に相当する税抜出席料の額とします。

#### 第12条(日本国内への入国手続き)

出展者が、本出展のため日本国内への入国手続きを必要とする場合、出展者は自己的責任において日本国内への入国手続きを行うものとし、入国審査に關する全ての手続きならびに経費に対しては、主催者は一切の責任を負いません。また、何らかの理由によりわが国に入国できないために出展契約を解

約する場合には、出展者は主催者に対し、第11条によりキャンセル料を支払わなければなりません。

#### 第16条(禁止事項)

出展者の次の行為を禁止します。

①本出展契約上の出展者としての地位又は権利の全部又は一部につき、その権利の譲渡、売買をなし、又は転貸、あるいは担保に供すること。

②指定された場所以外の展示場建物の内外部または周辺に看板、掲示板、広告標識等を設置または掲出すること。但し、主催者が事前に承諾した場合はこの限りではない。

③重量物、または不潔、悪臭等により他人の迷惑となる物品を搬入すること。

④来場者および他の出展者に迷惑となる行為(騒音、匂い、パフォーマンス等)をすること。

⑤出展ブースを含む展示場建物に損害を及ぼすよう行為をすること。

⑥展示会における有償での物品・サービス等の提供及びこれを目的とする出展(但し、主催者が予め認めたものは除く)。

⑦出展ブース内に宿泊すること。

⑧その他本出展規定において禁止された事項。

#### 第17条(契約の解除)

主催者は、出展者が次のいずれかに該当する場合は、出展者に対し何等の催告なく、本件出展契約を解除することができるものとし、この場合、主催者が損害をこうむったときは、出展者に対してその損害の賠償を請求することができます。

①出展料の全部又は一部を支払わない場合

②出展禁止物を出展し、又は出展につき主催者の定める規定及び指示に従わない場合

③出展ブースを、展示会出展の目的以外に使用した場合

④出展ブースを使用しない場合

⑤解散もしくは仮差押、仮処分、強制執行、競売、特別清算、破産、民事再生、会社更生、会社整理の各申立があった場合

⑥手形・小切手につき不渡り処分を受けた場合

⑦公租公課につき滞納処分を受けたとき

⑧著しく主催者の信用を失墜する事実があったとき

⑨その他本出展規定及びこれに基づく「出展の手引」や指示に違反した場合

#### 第18条(原状回復)

本出展契約が解約、解除、期間満了その他事由の如何を問わず終了したときは、出展者は主催者に対し次に従つて出展ブースを明け渡さなければなりません。

①出展ブースを原状に回復すること。但し、出展者が回復工事を行わないときは、主催者においてこれを回復し、その費用は出展者が負担するものとします。

②出展ブースの明け渡し後、出展者が出展ブース内に残置した物件があるときは、主催者は任意にこれを処分することができるものとします。ただし、処分に要する費用は出展者が負担するものとします。

③出展者は、出展ブースの明け渡し際に、その事由、名目の如何にかかわらず、出展ブース、諸造作及び設備について支出した必要費、有益費の償還請求、又は移転料、立退料、権利金等一切の請求をしないことはもちろん、出展ブース内に自己の費用をもって施設した諸造作、設備等の買取りを主催者に請求することはできません。